

令和4年5月27日

実習実施者
監理団体 各位

外国人技能実習機構

技能実習生手帳の取扱いについて

日頃から、技能実習制度の適正な運営につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国際的な人の往来の緩和により、技能実習生の入国が加速しているところ、当面の間の技能実習生手帳の取扱いについて、以下のとおりとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○技能実習生手帳について

技能実習機構では、冊子版の技能実習生手帳のほか、同手帳の電子データ版及びスマートフォン向けアプリ版を用意し、ホームページで公表しています。

空港等出入国港において、冊子版の技能実習生手帳を受け取れなかった場合など、何らかの事情により技能実習生が技能実習生手帳を保持していない場合は、電子データ版の印刷や、スマートフォンを所持している技能実習生に対しては、積極的にアプリ版を御活用いただくようお願いします。

○入国後講習等における技能実習生手帳の取扱いについて

技能実習制度運用要領において、入国後講習において技能実習生手帳を教材として使用することとされていますが、冊子版のほか、電子データ版を印刷したもの、アプリ版のいずれを使用しても差し支えありません。

また、技能実習生が自分で技能実習生手帳を保管していることが監査事項とされていますが、この場合の取扱いについても同様です。

○技能実習生手帳の追加配布について

現在、一部言語の技能実習生手帳は在庫が少なくなっているものもあり、追加配布の御請求を受けても送付できないことがありますのであらかじめ御承知おき願います。